

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 後藤 慎太郎

1 日 時

令和3年6月24日（木） 午後1時00分から
午後3時03分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤慎太郎、阿部長夫、古手川正治、元吉俊博、成迫健児、守永信幸、尾島保彦

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、藤田正道、河野成司、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第68号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第67号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県農業総合戦略会議の進捗状況について、大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについて及び大分県マリンカルチャーセンターについてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県内所管事務調査について日程を決定した。
- (6) 県外所管事務調査について協議した。
- (7) 参考人招致について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 飛鷹真典
政策調査課政策法務班 主幹 清水恵子

農林水産委員会次第

日時：令和3年6月24日（木）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：00～15：00

- (1) 合い議案件の審査（付託委員会：商工観光労働企業委員会）
第 67号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
第 68号議案 工事請負契約の変更について
- (3) 諸般の報告
 - ①大分県農業総合戦略会議の進捗状況について
 - ②大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについて
 - ③大分県マリンカルチャーセンターについて
 - ④新規就業者の状況及び農業分野への企業参入の実績について
 - ⑤「田んぼダム」実証事業の実施について
 - ⑥有害鳥獣対策の取組について
 - ⑦令和2年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越し計算書について（報第7号）
- (4) その他

3 協議事項

15：00～15：30

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) 参考人招致について
- (5) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として木田昇議員、藤田正道議員、河野成司議員、堤栄三議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方にお願います。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めるので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回、商工観光労働企業委員会から合い議のあった議案1件及び付託を受けた議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず初めに、合い議案件の審査に入ります。商工観光労働企業委員会から合い議のあった、第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤農林水産部長 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、6月13日から飲食店の時短営業が解除されるなど、県内経済にもようやく明るい兆しが見えつつあります。とはいえ、農林水産事業者にも時短営業に伴う売上げ減少等の影響が生じていることから、農林水産部として、さきの臨時会で可決いただいた対策予算をいち早く執行できるように取り組んでいます。

また、農業総合戦略会議については、現在作業部会で議論を進めています。状況については、後ほど担当課長から報告させますが、構造改革は待ったなしの状況であり、委員の皆さまとも情報共有しながら、早急な取組を進めます。

本日は、当部関係議案2本のほか、戦略会議等の報告をするので、よろしく願います。

黒垣農村整備計画課長 資料1ページをお願い

します。

第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正についてのうち、当課が所管する大分県中山間地域等農村活性化基金条例の一部改正について説明します。

この条例は、1の条例の概要にあるとおり、中山間地域及び棚田地域における農地や土地改良施設の保全及び地域活動に対する支援を行う基金の設置及び運用に必要な事項を定めたものです。

3の改正内容を御覧ください。今回の旧過疎法の失効、新法の施行に伴い、引用法令を旧法から新法に改めます。旧野津原町と旧佐賀関町は、新法において非過疎地域になりますが、引き続き特定農山村地域には該当するので、今後も中山間地域として本条例の支援の対象となります。

最後に4の施行期日については、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

河野委員外議員 基金条例ですが、基金としてどれくらいの積み残しがあり、実際に年間どの程度の利用実績があるのか教えてください。

黒垣農村整備計画課長 まず、この中山間地域等農村活性化基金には二つあって、通称ですがふる水基金と棚田基金があります。現在、元本が、ふる水基金は5億6,848万9千円、棚田基金は2億7,545万1千円で、合わせて8億4,394万円の基金です。令和2年度の運用実績について、ふる水基金は1,570万円ほど、棚田基金については397万5千円ほどです。

河野委員外議員 これは、国の交付金等を受け入れるための基金という理解でよいですか。

黒垣農村整備計画課長 元々、基金を造成する時に国のお金が入っています。その後は運用利益でやっています。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

第67号議案について、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

続いて、付託案件の審査に入ります。第68号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

安東農村基盤整備課長 資料の2ページをお開きください。

第68号議案工事請負契約の変更について御説明します。

本議案は大分市高崎の放生溜池改修工事に係る請負契約の変更に関するものです。本件については、さきの臨時会の常任委員会において、増額になる見込みであることを御説明しましたが、その内容が確定したので、今回、議案として提出するものです。

工事の変更内容について説明します。右側上段の3の(1)の左側の断面図ですが、現計画では下流側法面の土留めをブロック積で施工する予定でしたが、崩壊土砂を除去した結果、右の図の赤線のとおり、基礎岩盤が現計画より約9メートル深い位置にあることが判明したことから、今回、擁壁高に対応できる補強土壁工に工法変更を行いました。このことから、請負金額については、擁壁工の工法変更及び土取場の立木の処分量の増加に伴い、請負額は現在の5億8,654万2千円から4,617万8千円増

額し、6億3,272万円です。

また、資料の右側下段の(2)工期の変更についてです。さきほどの工法変更に伴う施工とともに、梅雨期や台風等の降雨による施工能率への影響、さらには堤体上部の県道整備や後片付けなどを考慮し、完成工期を現在の令和3年8月31日から212日間延長し、令和4年3月末日までとすることとしています。

資料3ページをお願いします。洪水期における堤体の安全性の確保についてです。梅雨期や台風期に発生する洪水を安全に流下させることができるよう、堤体右岸側には洪水吐工、堤体左岸側下部には底樋工を5月末までに施工を完了しています。

引き続き、ため池の安全対策にも取り組みながら、改修工事を着実に進めます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

尾島委員 主な変更内容の②ですが、土取場の木くず処分に伴いとありますが、当初計画から工法が変更されたことによって、補強土壁を作りますよね。そのために土がたくさん必要になったわけですが、このために当然採取量が増えるんですね。こういった木くず等の処分が、必然的に増えたんじゃないですか。この書き方を見ると、そうは見えないんですけど、その辺はいかがでしょう。

安東農村基盤整備課長 土量の増加に伴い、土取場等が増えたところもあります。それよりもむしろ、資料の絵に書いていますが、木の横に竹が密集して生えています。この密集している赤く突き上がった竹の部分などの根がすごく張っており、この部分の処分が大量に出たことから、処分量が想定したよりも増えた状況です。

尾島委員 この土取場は有償か無償か分かりませんが、立木については補償していると思います。当然その際に、立木調査と評価に入っており、こういった評価の対象にならない竹材等が繁茂している状況は、当然予測できたんですから、これは見積りの甘さが出たんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

安東農村基盤整備課長 地権者が、ここは補償費により立木を処理するのが厳しいということで、工事の中で除去することにしました。その関係で、補償にならない物件と言うか、これも見ることもあるんですけど、今回の場合は、非常に面積も広く土量も多く、こうした竹の根の量まで全てを把握できなかつたので、工事を実施していく中で非常に処分量が増えたと考えています。

阿部副委員長 農林水産部ではないかもしれませんが、堤体の修理とともに県道高崎大分線の道路拡幅等について、地元からの要望がなかったのかと、計画はないのかを質問します。

安東農村基盤整備課長 資料の3ページですが、堤体の上部が県道となっており、青い線で県道の仕上がり高さを入れてますが、県道工事の最後の部分については、農林水産部で仕上げていると考えています。この分を拡幅するなどの話は今のところ伺っていません。

阿部副委員長 これは土木建築部の管轄になるかもしれませんが、右側の机張原の地域や、左側の八幡地区の人たちの道路にもなると思います。高崎山が大雨で道路が寸断された時の迂回路となるので、整備されれば良いと思います。今となつては遅いかもしれませんが、この右側の橋の部分は非常に狭く、県道と言えども離合ができない道路だと思いますが、整備はできないでしょうね。

安東農村基盤整備課長 土木事務所とも県道の改良を含めて協議するので、検討させていただきます。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

河野委員外議員 ここは大変多くの集水面積があることから、放生池だけではなくて、昨年7月の出水時に下流側の祓川で溢水が発生したこともあって、ここの改良については、地元住民も非常に大きな関心を持っていると思います。

今回の工事の中で、洪水防止機能について、どのような形で市等の意見が反映され、計画さ

れているのか教えてください。

安東農村基盤整備課長 ため池工事の部分で、いかに速やかに下流へ流していくかと。やはり、ため池で一番気を付けなければいけないことは、決壊です。決壊すればため池の水が一気に流れ出ていくので、そこは一番注意することだと考えています。そのため、資料3ページの右側に設けた洪水吐ですが、これは設計洪水路で毎秒35トン流せるようになっています。上からの流入量が、どの程度というのも雨量によって変わってきますが、大体ため池については200年に1回程度の確率雨量で流せる水を基本に進めながら、洪水吐の容量を決めています。

いずれにしても、下の祓川の部分については、今後、河川課で改修計画があると聞いているので、よく連携しながら進めます。

河野委員外議員 これまで、この祓川の洪水調整機能の意味を込めて、事前放流等の仕組みについて振興局とも話をして、当初、この洪水調整機能はため池にはないという話がありましたが、そうではないと。地元の消防団がしっかりと事前放流をやっているということが分かり、実際にそういったことで、放生池の安全性が非常に地域の関心を集めているという状況がありました。特にこの堤体については、これまで何回も、毎年のように補修工事を地元の建設業者がやってきた経過もあるので、ぜひ、安全性という面について、さきほど言われたとおりの決壊を防御するということですので、点検活動についてしっかりお願いします。

安東農村基盤整備課長 もう一つ付け加えさせていただきます。さきほど洪水吐の話もしましたが、議員がおっしゃるとおり、ため池の事前放流という形で、洪水の前に水位を下げしておく取組で、この放生溜池についても、ため池管理者等が日々の点検の中でそのような取組をしていたと伺っています。この部分についても、大分市等もいろいろと相談しながら進めていきます。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは①の報告をお願いします。

井迫農林水産企画課長 資料の4ページをお願いします。

大分県農業総合戦略会議について御報告します。

大分県農業総合戦略会議は、生産者、農業団体、行政が共通認識を持って本県農業の再生に取り組むために設立したもので、大分県農業協同組合中央会長を議長とし、県内の農協・農業団体の長と県が構成員となっています。

4月28日に第1回大分県農業総合戦略会議が開催され、県農業の課題について活発な意見交換が行われました。構造改革、担い手の確保、営農指導・流通販売の三つのテーマについて、作業部会を設置することと、課題解決に向けた具体的な手段等について、8月に中間、10月に最終報告を取りまとめます。

戦略会議では、課題解決の鍵は現場にあるという原点に立ち返り、現在、農協の営農指導員や県の普及指導員等が現場に入り、本県農業のあるべき姿について、生産者から厳しい意見も伺いながら議論を進めています。

現在、意見を集約中ですが、生産面では、規模拡大したいが農地がないといった農地確保に関する意見を多くいただいており、さきの一般質問で知事からも答弁したとおり、農地を整備・集積するための体制強化についても検討を進めています。

今後は、今月末開催の2回目の作業部会等の場で、ヒアリング結果を受け、地域で活躍する生産者や市町村の担当者等を交えて議論を深めていく予定です。

戦略会議については、引き続き、委員の皆さまへ随時状況を御報告しながら進めます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

阿部副委員長 私も今回一般質問しましたが、農業非常事態宣言が出て、この総合戦略会議が立ち上がったことは非常に良いことと思います。ぜひ、これを実のあるものにしてもらいたいと思うし、昨年度は500人弱の新規就農者がいましたが、その人たちが独り立ちして経営が成り立っていくためのフォローをしっかりとやっていただく必要があると思います。農業に参入しようとしてみたものの、骨折りのくたびれもうけで生活ができないということになっては、何のことか分からないですから。

現にいろんなところで話を聞いているけど、例えば、武蔵のねぎで新規就農者がいます。この人たちが本当に生活できているかというと、必ずしもそうでないみたいです。ですから、新規就農者が生活ができる指導。これは私も言ったけど、農協の手数料が高すぎるんですよ。トータルで50%も手数料を取ったら、一生懸命汗を流して生産しても、何のことか分からないんですよ。ですから、農協改革としているけど、しっかりとそこら辺は戦略会議で話していただいて——もちろん販売を担う農協の手数料も必要でしょうけど、農家のための農協であって、農協組織を守るための農協ではないんですから、県が取りまとめを出さないと、生産者の声が届かない部分があると思いますよ。

部長が部会を設けると言われましたが、これは非常に大事なことで、品目ごとに戦略会議を設けて、生産拡大してもらおう。かなり難しい課題でしょうけれども、ブランドを統一して生産者がその気になるような指導をしないと。ベリーツに生産者が付いて行かないのは何でなんですかね。うちの隣にもいちご農家があるけど、ベリーツはどうもいけないと言っています。さがほのかを一生懸命生産して、ベリーツには取り組まない。しっかりと生産者をその気にさせて、大分のいちごはベリーツだという形で広げていってもらえばいいんじゃないかなと思うし、そのためには生産者にその気になってもらわないといけないんですね。だからそれぞれの品目

についてそうだと思います。

佐藤農林水産部長 新規就農者は令和2年が過去最高で468人で、副委員長がおっしゃるとおり、新規に入った方をきっちり持続可能なもうかる農業の従事者に育成していくのが大事だと思います。確かに就農初期というのは所得がなかなか上がりづらいというのもあります。

そこで所得としての応援ですが、まず、交付金として150万円出します。150万円では足りない場合——初めは農業所得がないため、就農保険に入れないんですが、所得が出なかった時は100万円を足して、250万円出す形を取り、初めの段階の所得を確保しながら営農の技術を磨いていただいて、自分で農業としての収入を上げてもらうスキームにしています。

農業の技術のフォローについては、就農学校なりファーマーズスクールを卒業した方もいらっしゃると思いますが、その後も営農指導を行っていくのが大事だと思っています。その時に県の普及員も頑張りますけど、農協の営農指導員も、きちんと入れる形をしっかりと取ってほしいと農協改革の中でも話を進めています。

それから、農協の手数料が高いという話はよく聞くので、そこは戦略会議の中でこれからさせていただきます。

先日、知事の答弁の中でも申し上げましたが、系統出荷離れの中で、一つは農家が頑張って農業を営むと。農協で系統出荷をしてロットを稼いで、農協が頑張って高く売れば農家の所得につながるので、農家と農協との相乗関係を作っていくのが大事であり、その上で農協と農家の信頼関係が保てるようになり、県としては、その両者が頑張るところを応援していく施策を打つのが一番効率的だと思っています。農家、農協それから行政が一体となって、農業振興に連携していける枠組みを作れないか戦略会議の中で議論していくので、よろしくお願いします。

それから、ベリーのイチゴは、ほかのいちごが出る手前の段階から出荷ができて、11月末くらいから12月初めくらいの時においしい味を出すので、市場では競争力の高いいちごだと思っています。農家に意識を変えていただくように、

普及の面でも頑張ります。

阿部副委員長 ぜひ、この戦略会議を形だけではなく実のあるものにしていただいて、農協改革をしっかりとやっていただきたいと思います。

元吉委員 今始まったばかりなんでしょうが、課題に関する見解を示し、認識を共有となっていますが、具体的に、例えば、農協のどの部門からどういう課題があがってきたとか、こういう問題点があるとか、話が何点か出ていると思うので、もう少し詳しく教えてください。

井迫農林水産企画課長 具体的には、産地の拡大意欲に対して体制がどうなっているかということや、品目によっては高齢化のため従事者の確保がままならない状況があることを、農協も県も団体も同じ目線で見ていることを確認しています。

元吉委員 それと、さきほど農協の話も出てますけど、県は販路の開拓だとかロットだとかいろんな面で前向きに推進していると思うんですが、どうも農協が率先して何かをしているという話は聞いたことがないんですが、実態はどうなんですか。もうちょっと、生産者の本当の味方である農協が県に先行するくらいの発想と行動力を持ってないといけないと思うんですが、そこら辺の農協の取組があれば教えてください。

井迫農林水産企画課長 先日の知事の答弁でも御紹介したように、竹田では畑かんが広がったことで数量が増加したことを踏まえて、生産者の生産意欲や生産力が上がったことをいかにさせるように、農協で選果場や貯蔵施設を増強したといった事例もあり、これは正に、生産に集中する農家と、流通販売に注力する農協の協力関係、好循環の良い事例ではないかと思っています。

こういった良い事例もありますが、意見を集約する中で、農協の取組が基本的に弱いのではないかという御意見もたくさんいただいています。農協は農協として、当事者としては頑張っているとの意識はあると思いますが、現に生産者からたくさんの意見をいただいているので、それをしっかり見つめて、農協としても自己改革に取り組んでいく機会として、戦略会議を活用できればと考えています。

佐藤農林水産部長 私の答弁の中でも申し上げましたが、農協の営農指導員が他県と比べて4割少ないのが今の状況です。実際に集荷作業や営農作業を兼務でやっているとのことで、なかなか農協職員も厳しい状況だと思っています。

農協は今年の4月から、営農を専門に行う部署を作って、その職員については、1人が50戸ぐらいの農家を決めて月に2回くらい出向くという目標を立てて始めています。我々もその農協の改革の中で、農協の成果をちゃんと見ながら、これまで農協と県が一致団結しているところがなかなか見えなかった面があると思うんですが、これからは農協も一緒になって、農協に努力してもらって、ちょっと中長期的になるかもしれませんが、経営を立て直した上で、できれば他県に比べて4割少ない営農指導員をしっかりと確保する努力をしてもらいたいと思っています。

守永委員 さきほど阿部副委員長から手数料が5割という話がありましたが、5割というのは私もピンとこないんですけど、今の農協の手数料がどのくらいかかっているのか分かる資料を提供いただければと思います。

それと、やはり昔から大規模農家が独自に開拓する中で、農協と結び付きが弱いというのがあったと思うんですが、今どのような状況になっているのか。大規模農家に農協サイドからアプローチできているのか、事例があれば教えてください。

安藤団体指導・金融課長 手数料の話ですが、農協の手数料は園芸を3%に上げるとか、全農は1.5%取ったり、あとは運送の手数料は別に取りだとか、いろんなものが積み上がっており、積み上がった結果がどれくらいかはつかめてないんですが、そういう形で農家が言う5割と認識されている方もいるのだと思います。

また、大規模農家については、中央会が持っている担い手サポートセンターに県農協の職員も加わる形で訪問する活動を行っています。

守永委員 担い手サポートセンターで、私の先輩方が何人か活躍しているので、ぜひ期待したいと思いますが、いずれにしても大規模農家を

どう農協に関連させていくのかという中で、大規模農家は大規模農家で農協の資材費の割引率が低いとか、そのような問題意識もあるようですから、そういった意見を集約しながらどのように農家とともに反映できるのかを議論していただければと思います。

古手川委員 これを待っていると時間がないんじゃないですか。さきほど部長がおっしゃっていた農協の営農指導員も、大分市が中心で数も少ない。県の普及員の数も十分ではないと思うんです。今から聞き取り調査をしてではなくて、そういう人が持っている情報の中から、まずやることを決める。各振興局で重点を決めて、振興局ごとに各生産品目のリーダーになるところもあるので、ヒアリングする中で、それぞれの普及員たちがいろんなものを生産する技量を持っているのか、農業経営の形がちゃんと分かるのか、そういうことも人事評価で出てると思うんですけど。

全部をやろうとしても絶対無理なので、まず、そういう中心になるところをやっていく。振興局ごとのやり方で、そこに適切な指導員を出す。課題とか何とか、ヒアリングしなくても今までで情報として持っていないとおかしいでしょ。聞きながらやるじゃなくて、こういう方向でやると決めて、そこに引っ張っていかないと。あれだけのメンバーで大將ばかりを集めてヒアリングして、部門ごとになんてやっていたら間に合わないですよ。時間も無い、人も足りないけれども、県がこういう方向でやっていくんだと引っ張っていく形で進めないと。農林水産部の中で、これを公にせずに行っているのかもしれませんが。みんなの意見はそれぞれで、それをまとめて議論している。やらなきゃいけないことは見えてるはずなんだから。そういう面では、今回はそれで良いんです。そういう農協の人たちの意識をもう一回変えてやるんだと、外に向かってやるんだという表向きの会議ですから。あえてですけども、やっていただいているはずですから。だけど中身はそれではだめだと思う。

ただ、その時に間接的な行政しかできない県

が、どこまでやれるかという課題があります。前面で行く方たちの、地域ごとにやらなければならない部分明確に出て、県の指導員たちも違った意味でやっぱり再教育の必要があるはずですから。そこが動かないからこんなことになってるんだと思うんです。だから、技術的にかか熱心に指導するとかは間違いのないと思うんですが、意識改革が絶対にいると思う。その人たちのその意見に沿って、県が主導してやっけないと間に合わないと思う。5か年計画を来年訂正しますなんて、我々も関わった議員として言いたくない。これは感想ですけど、そう思います。すいません、ちょっとまた言い方がきつくなりましたけれども、ぜひやっていただきたいので。

佐藤農林水産部長 叱咤激励だと思って受け止めています。おっしゃるとおり、ある程度の課題は分かっているんですけども、やはり現場の人たちにも納得してもらわないと。現場というのは農家も市町村も振興局の普及員もそうですし、皆さんが納得した上でというのがあるので、それは一つの手順だと思えます。

ただ、もう一つ、4月から始めた中でどうしても土地の確保は早く動かないといけないと思っており、今の体制だと土地の集約は、なかなか難しいと思っています。今回、知事の駕海議員への答弁の中でもあったんですが、農地の取得についても体制の強化を検討していますが、できるだけ早いうちに体制の強化を図りたいと思っています。その時期が来ればまた、御報告します。少しでもできることは、先に変えていかないと間に合わないと思っています。そこは、随時そういった形でさせていただきます。

古手川委員 通常の行政の進め方ではしょうがないんですが、ただそれでは間に合わないと思うので、ぜひそういう部分では、また、後藤委員長を中心に我々にもいろんな形で御相談いただければ、我々がやれることは一生懸命やるので、よろしくお願ひします。

後藤委員長 今、部長が言われた土地取得の体制強化について、どういったことですか。分かる範囲でお願いします。

佐藤農林水産部長 まだ、上まで了承をもらっておらず、私の一存の段階なので余り勝手に言えませんが、やはりより多くの土地の集積等を行わなければならない振興局に、その体制の部署を作りたいと思っています。その上で、市町村とも一緒になって頑張る必要があるのかなと思っています。当然、土地の集積となると県だけではできないので、その地区のことがよく分かっている市の職員も一緒に動いてくれないと分からないと思っています。それから、市の職員もそうですが、その地区のことが分かっている方に協力していただけるような体制ができないかということも考えてます。

ただ、これは私の私案なので、これ以上はどうということとは言えません。とにかく、できるような体制で、例えば、ねぎであれば令和5年で100億円という目標を掲げているので、そのための土地も184ヘクタール必要です。水田畑地化も2千ヘクタールと言っているので、それに向けてしっかりと確保できる体制が必要だと考えています。

後藤委員長 私は再三お願いしている人・農地プランについて、前回は話しましたが、これは市町村が当然、本当に地域を理解した上で作っていくものと思っています。これがなくして、どこにどんな農地が空くか分からないと思うので、まず、これは早急にしていく必要があると思います。この何年間ずっと同じ思いなんですが、かろうじて頑張っている地域の農業者がいるんですけど、明日死ぬかもしれない高齢の方も頑張っています。中には、事業承継の形でしたいという方もいると思うので、農協が情報を持っている場合もあるかもしれませんが、やはり市町村の担当者によく話して、振興局に情報を回してもらおう形で集積をする以外ないのではないかと常々思っています。

ぜひこれは急いでやっていただきたいと思うし、人・農地プランを市町村に任せていたら、本当に進んでいるのだろうかと思います。特に、余り進展がない気がするのですが、もしよければ、部長の私案もそうでしょうけど、こういったことも考えているから市町村はどうだとい

うのを1回聞いていただければと思います。

それと、守永委員の農協の話ですけど、手数料も農家が勝手に5割と言ってる場合もあるのではないかなと思うし、実際に手数料をどれだけ取られてるか知らない方もいると思います。各地域の各部会のそういった手数料の一覧表のようなものを一度精査されたらどうかと思います。農協によっては選果場のこともあるでしょうけど、あそこはどうだと農家の中でいろんな話をしている方もいるので、それはそんなことはないということを言えればそれで良いと思うし、流通も、トラックをどこに頼んでいるかによって、大分市でも全然運賃も違うでしょうから。その辺もぜひ、農協でできないんだったら、県で農業非常事態宣言と言ってやっているの、一度情報をまとめて、それを農協にどうなんだと返せると思うんで、そういった形がよろしいのではないかと思います。いかがですか。

井迫農林水産企画課長 まず、人・農地プランについていろいろと御意見をいただきましたが、確かに、人・農地プランの現状ですと、補助事業などの採択要件となっているため、そのために作っているという、本来目的とかけ離れているところがあるのではないかというのが正直な印象です。戦略会議の中でも協力依頼をしていますが、その集まった意見を踏まえて、より具体的にどうするかという協議の場を設けるので、そういった中でも取り上げていければと思います。

また、農協の手数料の見える化について、まだ集約中ですが、農家から農協からの情報がいろいろと分かりにくいという意見を多数いただいているので、今回、できる限り見える化するのを大いに推進できるかと思います。

これは全体の話になりますが、農業の産出額に対する所得がどれくらいかという、5割に行かないのは全国的にもそうではと思います。農業の経営の中でかなり経費がかかるのは、普通の事業と同じだと思っています。そういった中で、文句を言うだけではなくて、現実として必要な経費がどれくらいなのかといった本質をしっかりと共有できれば相互理解も進むと思うの

で、今まで農協単体でやれていれば望ましかったのですが、今回、その戦略会議という枠組みがあるので、それを活用して、委員長から御提案いただいたことも踏まえて、相互理解が深まるようにできればと思っています。

後藤委員長 地域の農協からどれだけ取られているか知りたい農家もいるでしょう。我々議員は地域の代表だから、我々もどれくらい取っているかはきっちり知りたいと思っているので、もし間に合えば次の議会の時にでもそういった一覧をまとめていただくと、委員の皆さんも納得される部分があると思うので、よろしくお願ひします。

吉止水田畑地化・集落営農課長 人・農地プランは、今、実質化ということで動いています。

実質化と言うのは、さきほど委員長がおっしゃったとおりで、担い手と農地をしっかりと結び付けて、それを図面に落とししていくことです。事業の採択基準があるんですけども、実は国の段階では、これを法制化しようという動きもあります。人・農地プランの実質化は急がなくてはいけないということで、当課の職員が各市町を回って、そういった話をしつつ、こういった動きを強化しようとしています。

後藤委員長 実質化のプランは、いつぐらいにできるんですか。次の議会くらいまでにできますか。

吉止水田畑地化・集落営農課長 実質化については……

後藤委員長 多分、第一次で作った時も第二次で作った時もそんなに変わらないと思うので、市町村に言って、前の時に作ったものを出させて、それと現状でずれているのを見たらよいと思います。市町村がどんな感じで作っているのかが分かると思うので。現行と違うものについては、なぜ知らないのかを突き詰める形でもいいので、早めに出していただくと、農協も知らないようなこともあるでしょうから。ここでまた、県で落とし込むこともできるでしょうし。これは急いで我々も見たいので、よろしくお願ひします。

委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、②、③の報告をお願いします。

三浦地域農業振興課長 資料の5ページを御覧ください。

大分農業文化公園等は、行財政改革推進委員会等において、今後も多くの県民に足を運んでいただくため、利用者ニーズの変化への対応、名称・愛称の変更、来園者数増加に向けた御意見をいただき、現在、見直しを進めているので、その状況について説明します。

昨年度までに、利用者ニーズ調査を実施するとともに、行財政改革推進委員会や、部局横断プロジェクトチーム等で重ねた議論を反映したものが、お手元の見直し方針（案）です。コンセプトについては、農業中心から自然とのふれあいを中心とする方向としています。名称等については、より親しみやすい施設となるよう、ロゴ等を含めた専門業者による提案公募での変更を検討しています。また、コンテンツについては、花イベントやアウトドアの充実、ウォーキング大会の開催、可動建築による食の提供などを検討しています。なお、少し御報告させていただくと、コキアやネモフィラの花企画は大変好評で、コキアが見頃の令和2年10月は開園年に次ぐ6万1千人、ネモフィラが見頃の令和3年4月は開園以来最高の6万2千人を記録しています。

見直し方針（案）をブラッシュアップするために、企業、観光、アウトドア分野等の外部有識者7名による検討委員会を設置し、県に提言いただくこととしています。委員会はこれまでに2度開催し、公園も視察いただきました。公園の現況については、きれいに管理されている、集客数もコロナ禍にありながら健闘していると高評価をいただいています。名称・愛称の変更については、愛称変更の方が良いのではないかとの意見でした。また、色々な取組や、施設等の維持・更新にそれなりのお金が必要ではないか、利用者負担を考えてはどうかとの意見もいただいています。

本委員会はあと2回ほど開催し、9月頃に提

言がまとまる予定です。県は、検討委員会からの提言を受けて見直し方針を固め、必要となる予算の措置や、条例改正の手続を行う予定です。高野漁業管理課長 資料の6ページを御覧ください。

大分県マリンカルチャーセンターについて説明します。

当施設は、平成4年の開館から29年が経過し、老朽化が進んでおり、平成29年度第3回行財政改革推進委員会において、指定管理終了後の利活用については、指定管理は行わず、売却・貸付けとする方針と定め、平成30年4月から休館としています。

1のこれまでの取組のとおり、民間事業者等への売却若しくは貸付けを目指す取組を進め、平成29年2月から5月に、民間事業者等から利活用策を公募しましたが、応募はありませんでした。また政策企画課や県外事務所、佐伯市等と連携して、これまで民間事業者等26者に施設を紹介しましたが、具体的な利活用策の提示を受けるには至っていません。今後、施設紹介を継続しても新たな利活用等に結び付けることは、非常に困難であると考えています。

次に、2の施設に必要な費用等として、休館維持費用、再開費用、解体費用を示しています。例えば、施設を再開する場合には、再開から10年間で約30億円、20年間で約40億円が必要と試算しています。

これは建設から30年近くが経過し、右の写真に示すように、老朽化が目立ってきた建物や設備を補修したり、休館によって点検を保留していた設備を使用できるようメンテナンスするため、多額の費用が必要となるためです。また建築物は、地上権が設定された佐伯市の所有地に県が設置していますが、この地上権契約は、今年度末の令和4年3月に期間満了を迎えます。

これらの状況を踏まえて、3のこれからの取組として、今後の施設の取扱いについて、地権者である佐伯市に意見を求めました。提出される佐伯市の意見等を含め、行財政改革推進委員会に報告した上で、県として、マリンカルチャーセンターに関する今後の方針を決定していく

予定です。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

堤委員外議員 マリンカルチャーセンターは、子どもの社会見学とか、ずっと施設として活用されてきたのに、なぜここまで急激にと言うか、何年かかけてなんだろうけれども、雨漏りがするとか腐食とか、この絵を見るとすごいじゃない。指定管理で結構良いとこまでいったのに、いつの間にかこういう状況になったんだけど、なぜこうなってしまったの。

高野漁業管理課長 施設の在り方を検討する中で、三つ課題があったかと思えます。

第一の課題は、利用者の変化で、開館時のマンボウ公開時には18万人程度の利用がありましたが、レジャーの多様化で閉館直前には5万人程度の利用者まで減少しています。また、利用形態では、家族旅行が一般利用に変わっており、団体利用が中心であった学校利用についても、元々は社会教育に特化した施設ではないため、学校現場から使いづらいとの意見も寄せられていました。

2点目として、さきほど指定管理の話がありましたが、指定管理料として8千万円の委託料を支出していたのですが、それでもなお赤字が常態化していました。

最後に、施設の老朽化ですが、建設後29年が経過した中で、さきほど写真でお示したように、設備の更新、故障箇所等の修繕に非常に費用がかかるということで、こういう形になったと思っています。

堤委員外議員 県とすれば解体も何億もかかるし、結局、佐伯市と協議して施設を放置するという状況になっているの。

高野漁業管理課長 県としては、マリンカルチャーセンターとしての利活用は難しいと判断しています。施設については、佐伯市がこのまま使いたいとか、例えば、解体して更地に戻して

ほしいとか、そういった意見を求めています。

後藤委員長 私から1点、この大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについて、目指すところは利用者を増やしたいというところですか。もしくは、今後、名前を変えて施設をリニューアルして農業の発展に役立てるとか、その辺を教えてください。

三浦地域農業振興課長 大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館について、今のニーズに合った施設に名称若しくは愛称を含めて変え、それに見合った施設にして来園者数33万人を目指すこととしています。

今まで、大分農業文化という名称が付いており、多くの方から堅いと言われてきました。設置目的も農業を全面に出しているんですが、利用者のニーズは農業を求めて来る方もいますが、やはり自然観察などを求められて来る方もいます。

当然農業を捨てはしませんが、その中で利用者ニーズに合った施設、名称に変えて、今以上に県民に親しみやすい公園になればいいと思っています。

後藤委員長 結局、ニーズに合った形に変えてお金をたくさん落としてもらえるような施設にするというのが目的ではあるんですか。

三浦地域農業振興課長 結果として、お金をたくさん落としていただければ、県が支払っている指定管理委託料も下げることが可能と思っているので、そうしたいと思っています。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないので、④から⑦の報告をお願いします。

藤原新規就業・経営体支援課長 資料の7ページを御覧ください。

令和2年度の新規就業者の状況について御報告します。

令和2年度の新規就業者は、(1)の表にあるとおり、農業が290人、林業が102人、水産業が76人の合計468人と、過去最多の新規就業者となっています。

新規就農者の特徴ですが、(2)の自営、雇

用の推移のとおり、農業では雇用就農者が137人と就農者の47%を占め、全体の就農者数を押し上げています。また、(3)の男女別推移を見ると、女性就農者が過去最多の75人となっています。これらは、就農学校やファーマーズスクールなどの研修制度や女性就農者確保対策事業の効果によるものと考えています。

次に、資料の8ページをお開きください。

令和2年度の農業への企業参入の実績について報告します。

令和2年度の参入実績は、(1)の表にあるとおり、県外企業6社、県内企業14社の20社で、6年連続して目標の20社を達成し、その横にお示ししているとおり、累計では317社の参入となりました。参入効果ですが、右下の(4)でお示ししているとおり、産出額で約12億6千万円、農業従事者は223人、活用農地面積は274ヘクタールが見込まれています。また、これまでの参入企業全体の令和元年度産出額実績は約149億円で、本県の農業産出額1,195億円の1割を超えるまでになっています。

なお、さきほど報告した雇用就農者137人のうち64人が参入企業に雇用されており、就業者数の増加につながっています。

次の9ページには、参考として令和2年度に参入した企業の概況をまとめているので、後ほど御覧ください。今年度の新たな取組として、ライン等のSNSを活用したプッシュ型の就農情報の発信により、県内への移住就農の誘引を強化します。また、簡易ハウスや共同機械等を完備した農業団地を整備し、就農希望者にアパート方式で貸し付ける制度を開始し、即時就農、半農半Xなどの多様な担い手の確保・育成を図っていきます。また、引き続き農業分野への企業参入を促進し、力強い経営体の確保・育成に力を入れていきます。

安東農村基盤整備課長 委員会資料の10ページをお願いします。

田んぼダム実証事業の実施について御説明します。

まず、1の趣旨ですが、近年、自然災害が激

甚化・頻発化する中、流域全体の関係者が連携した流域治水の取組が求められています。このため、県では、流域治水の一環として、田んぼダムを推進していくこととしています。

次に、2の田んぼダムについて御説明します。田んぼダムのしくみ図面を御覧ください。まず、左の図ですが、通常、田んぼにたまっている水は、一定の水位以上になれば、排水柵からパイプを通して排水します。一方、田んぼダムは、右側写真のような切りかけを入れた堰板を排水柵に設置することで、真ん中の図のように、水田に降った雨水を一時的に貯留するとともに排水路への流出を遅らせ、ピーク流量を低減させることにより、下流域の浸水被害を抑制するものです。

次に、3の事業概要について御説明します。実証事業では、昨年の7月豪雨で甚大な被害が発生した由布市と九重町及び県内最大の水田地帯である宇佐市の平野部の水田をモデル圃場とし、水位計、雨量計等の機器を設置し、大分大学や地元土地改良区とも連携しながら、実証を行っていきます。なお、6月9日に由布市、6月11日に九重町で開始しています。

4の事業内容ですが、洪水期の6月から10月にかけてデータ収集を行い、流域全体での田んぼダムの治水効果のシミュレーションを行うこととしています。また、モデル圃場の農家の方々には、湛水することによる水稻の反収や水管理など、営農への影響についてアンケート調査を実施します。こうしたシミュレーションやアンケート結果を踏まえ、大分大学と共同で田んぼダムの貯留効果や洪水防止効果の検証を行い、本県における田んぼダム推進方針を策定していきたいと考えています。

最後に、4の今後の取組ですが、田んぼダムの推進には、水田の所有者や耕作者の理解と協力が不可欠であり、さらには下流域の地域の方々も取り込んで、地域全体で取り組んでいくことが何よりも重要と考えています。

このため、推進方針を基に、現在、地域ぐるみで農地・農業水利施設の保全活動に取り組んでいる多面的機能支払交付金の活動組織を中心

に、田んぼダムの効果等を説明し、理解・協力を得ながら県内での取組拡大を図ります。

河野森との共生推進室長 資料の11ページをお願いします。

有害鳥獣対策の取組について御報告します。

令和2年度の被害額は、1の棒グラフにあるように、1億6,500万円で前年度より約700万円減少しました。加害鳥獣別の被害額は、円グラフにあるように、イノシシによる被害は56%、シカによる被害が27%を占めています。また捕獲頭数は、その下の2の表にあるように、イノシシは3万7,814頭と過去最高の実績となっています。

資料の右側、3の振興局別被害額です。集落環境対策をはじめとする取組を行った結果、2振興局で被害額が増加していますが、それ以外の振興局管内で被害額が減少しています。被害額が増加した2振興局では、シカによる被害が増加しており、再造林地の食害によるものです。

4の令和3年度の主な取組として、(1)の予防・集落環境対策では、水稻等の被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的・計画的に防護柵を設置するとともに、鳥獣害対策アドバイザーの認定や育成を行い、集落ぐるみの被害対策を推進します。また、捕獲頭数が増加傾向にあるアライグマ被害対策を推進します。

(2)の捕獲対策では、シカの妊娠期にあたる猟期内の捕獲報償金上乘せに加え、ジビエ利用促進のための報償金の上乗せを継続し、日出生台・十文字原演習場内での有害捕獲の実施、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲圧の強化を図ります。また、次期特定鳥獣管理計画策定のためニホンジカの生息頭数調査を行います。

(3)の狩猟者確保対策では、捕獲技術向上のための施設整備を行います。

(4)の獣肉利活用対策では、ジビエ取扱店の拡大を図るためのセミナーを開催し、県産ジビエの普及を図ります。また学校給食の食育支援に取り組み、県産ジビエの消費拡大を図ることとしています。

これらの取組を力強く進めていくことで、さらなる被害軽減に努めます。

井迫農林水産企画課長 資料の12ページをお願いします。

令和2年度の事故繰越しについて御報告します。

これは、昨年、繰越し明許の承認を受けていた令和元年度予算のうち、12事業、計10億6,695万8千円について、7月豪雨により工事の進捗が遅れたことなどの理由から、再度の繰越しを行うものです。

まず、2畜産業費の肉用牛競争力強化対策事業費です。これは7月豪雨により工事用道路が通行不能となったことや、新たに建設する牛舎等の排水対策について地域住民との合意形成に時間を要したことなどで、工期の確保が困難となったものです。

次に、3農地費については、農業水利施設保全合理化事業費以下、農業農村整備事業関連の7事業について再度の繰越しを行っています。これは災害による工事の集中により作業員の確保が困難になったほか、地権者との用地交渉や工法変更の協議などに不測の日数を要したものです。

次に、4林業費については、森林管理道開設事業費以下4事業で再度の繰越しを行っています。これは7月豪雨による工事用道路の被災に伴い工事の遅延が発生したことや、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことなどによるものです。

これらの事業については、進捗管理を徹底し、年度内の早期完成を図ります。

報告事項は以上ですが、1点お伝えします。皆さまの机に農林水産部現地情報を配付しています。こちらは、各振興局の普及活動の様子や、研究指導センターの活動報告をまとめたもので、本年度の6月と12月の発行を予定しています。目次を御覧ください。今月号では、2中部振興局の上から2番目の早生樹や、7の農林水産研究指導センターの一番上、高温に強い水稻新品種なつほのか等、今年度の新規の取組について紹介しています。ぜひ、御覧ください。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかあります

か。

阿部副委員長 1点、有害鳥獣対策についての提案ですが、2番の捕獲頭数の推移を見ていただけますか。猟期内捕獲頭数と駆除頭数の差を見たら非常に差があるんですよ。この猟期にイノシシ、シカが消える訳ではないんですね。猟期に捕獲頭数が減ると、どれだけ捕ってもどんどん増えて、トータルで減ってないことになるんですよ。

これ、何で猟期の時にこれだけ少ないかというと、報奨金が少ないからなんですよ。だから、右のページの捕獲対策として、シカの狩猟期間の上乗せとありますけど、イノシシは年間に2回から3回子どもを産むようですが、猟師は猟期の時に捕っても金にならないからほったらかすので、増えるんですね。だからここの対策をしないと、全体の数は減っていかないのではないかと思います。シカだけではなくてイノシシも、ここの対策を考えていただきたい。

河野森との共生推進室長 イノシシは多産で、多い時は5、6頭産んでしまうため、有害鳥獣としてどんどん撃ってもなかなか個体数の減少が難しく、県としては、イノシシは地域で防護柵等によって守っていただき、シカについては1年に1頭なので、個体密度を減らす中で努力をしています。特にイノシシについては、学習したイノシシが集落に寄ってきて被害を及ぼす事案が多く出ているので、農家猟師の育成も含めて総合対策として取り組んでいます。なかなか一気に減少するところまでは行き着いていませんが、今後も総合的に取り組んでいきます。また、どうすればイノシシの個体数の減になるかも含めて、いろいろと勉強していきたいと思っています。

阿部副委員長 ぜひ、猟師が極端にこの時期は捕らないということにならないように、ここの差を、ある程度縮めてもらって、少しでも減らす方策を考えていただきたいと思います。

尾島委員 8ページ、9ページの企業参入についてお願いします。この前からいろいろ資料をまとめていただいて、大変分かりやすいんですが、企業参入が始まって15年で相当の実績が

上がってきたわけですが、この15年の総括と言うか、例えば、産出額が149億円あったということがありますが、当初計画の産出額はどうだったのか。あるいはここには、令和2年度の農業従事者の数が出ていますが、これまでに、どれくらいの雇用効果があったのか。そういった表がありませんので、今日でなくても結構ですから、表でください。

それから以前からちょっと課題になっている、この間の撤退あるいは休止した団体数がどうなっているのか。この辺もせっかくだから示してほしいと思います。

それから、令和2年度の農業の参入企業がずっと書かれてますが、できたらここに補助事業と言うか制度資金的なものを活用した企業がどこなのか。そして、そういった企業であれば県の補助事業を受けるわけですから、見込める売上高、雇用人数などをこの表の中に付けていただくと非常に分かりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

藤原新規就業・経営体支援課長 今おっしゃったことについて、資料を整理してお示ししたいと思います。この中で雇用については令和元年度の実績で1,700名の雇用創出をしています。

また、産出額の計画としては……

尾島委員 整理ができたらください。

元吉委員 有害鳥獣の件ですが、昔は矢先に向かって300メートル以内に民家があったり公道があったりすると撃ってはいけなかったんですが、今は周囲300メートル。そうすると、本当に人もいないような山の中じゃないと狩猟はできないことになっている。何度か聞いたことがあるんですが、イノシシが出たら家の人が猟師に言って駆除してもらうけど、そのまま近所の人が警察に通報して警察が来て、取り消すことになった例が何件もあると思います。

だから、協議は非常に難しいですけど、銃刀法の問題と狩猟法の基準、有害鳥獣に関しては、その辺をもうちょっと配慮してやらないと。特に住宅の近所に餌があるもんですから、ただ、現実にはそこで駆除はできない状況になってい

るので、難しいとは思いますが、そこら辺はなんとか協議をしていただきたいと思います。

昔は、後ろに壁があっても矢先方向に300メートル何もなければ撃てたんです。今は全然できませんから。山の中で猟師がグループでイノシシ狩りをしようとして、足跡を見てその山に入り、見切り場ですと待ちますよね。これで一日中歩いて1頭も捕れないことがしょっちゅうあります。それだけ駆除率が悪いので、本当に今なら手軽に捕れるんだというところを、少し警察とも協議していただけて何とかそこを少し緩和させないと、猟師は減る一方で、撃てるところが厳しくなっていくと、この先鳥獣被害を減らしていくことが非常に難しくなると思うので、ぜひお願いします。

河野森との共生推進室長 銃刀法と鳥獣保護管理法の関係ですが、環境省に今後の鳥獣対策をどうすればよいのか問題提起していきます。

成迫委員 9ページの参入企業の部分で私だけ知らないだけかもしれないのですが、杵築市と佐伯市と日田市のA社、B社、C社について、公開できない理由はあるのでしょうか。

藤原新規就業・経営体支援課長 記号で書いてある会社④、8、⑭ですが、こちらは名前を控えていただきたいという会社の意向です。

成迫委員 例えば、これが佐伯市で水稲とか水田とか、新規品目で参入ということになっていますが、何も公表しないままいきなり参入していくことになるんですか。地域の人とか、いきなり企業が来て、どういった企業なのかとなってしまうと思うんですが。

藤原新規就業・経営体支援課長 地域で営農されるので、地域への了解をとって参入しています。その親会社からの、子会社にあたる参入企業の名前は、一般の公表を差し控えたいという意向があるので、このようにしています。

成迫委員 では、地域の方が認識できる形になっているということですか。

藤原新規就業・経営体支援課長 そう理解しています。

後藤委員長 今の成迫委員の続きですが、例えば、キウイなんかは戦略品目ネクストでしたっ

け、視察に行こうと思ったらそれは見せていただけるんですか。例えば、補助事業が入っていないところは名前を出さないところはあると思うんですが、入っていないという認識でいいんですか。

藤原新規就業・経営体支援課長 補助事業等は使わない会社もあります。

後藤委員長 このA、B、Cはどうですか。入っていたら、それは名前を教えられないのはおかしい話ですから。その辺をしっかりと教えてもらいたい。委員の皆さんに教えていただければと思うので、お願いします。

藤原新規就業・経営体支援課長 資料を整理して、お示しします。

後藤委員長 田んぼダムについて、環境問題も含めてよいと思うんですが、これは農業者の視点からすると、いわゆるサブ田ですよ。サブ田は4、5年もたないのもあるし、すぐ流されることもあるので、どうせやるなら腐らせずに使いやすい素材を加工して農家に渡したらどうかと思うのと、地元関係者以外の、例えば、大規模水田をやっているとか、そういった人にも試してもらおうようにしないと。ため池機能は多分、大規模農家、特に平地の人はこんなものもっていないでしょうから、いろんなところで試せるようにした方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

安東農村基盤整備課長 板について、今は、確かに写真のとおり簡易な形で、地元の方がすぐ取り組めるように木の板を加工してやっています。これも、他県の事例等を集めながら大分県はどういうのが良いのか、導入にあたっては材質等もこのままで良いのかも踏まえて検討していきます。

2点目の大規模農家の方々にもということですが、いずれにしても、さきほど申した多面的機能支払の部分です。この中には当然のことながら、大規模農家もいらっしゃるし、今回の実証の中でも圃場整備したとかで、3反4反などの広い田んぼの中の実証も行っているんで、いずれにしても大規模農家のためだけではなく、地域全体の取組を考えながら進めていきたいと

というのが、この田んぼダムの推進の方向と考えています。

後藤委員長 と言うのも、構造改善して土を持ってくるでしょ。客土して持ってくるんですけど、代掻きの在り方、そこの地域によって水の出し方なんかも分からないんですけど、土がどんどん一緒に出ていくじゃないですか。少なくとも下流域は多分、河川を掘削しなければならぬぐらい土がたまる理由になっていると私は思う。見たら、当時の構造改善からかなり土が減っている田んぼがいっぱいあると思うんですね。なので、今後、構造改善の時に、この排水の柵の土が減らないようにする努力を構造改善の土地に関しては考えていただいて、さらに集水柵サブ田が二重になっているとなお良いとかすると、多少は環境に優しい大分県のSDGsとか言えると思います。

安東農村基盤整備課長 いずれにしても、今回実証を開始して、いろんな農家から話を聞くと、さきほど委員長が言われたように、柵の大きさや深さとか、柵の問題について農家から非常に指摘があります。ただ、せっかくなので田んぼダムをやってみようと言ってくれている方たちも多いので、柵と排水の関係等を踏まえてしっかり実証を進めます。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

木田委員外議員 新規就農者が過去最多という報告もあったようですが、先般の農業センサスの公表というか、農業新聞でも九州若返りということが報道されて、よくよくこの表を見ると、九州で大分県の平均年齢が唯一70歳を超えている状況で、長崎県や熊本県は若返り傾向ですが、大分県は10年間とかで前よりは若返っている状況なのか、よそは若返っているけど大分県は若返っていない状況なのか、このポイントだけ分からないので、元々大分県は高齢化が進んでいたのかもしれないけど、傾向として改善しているのかを教えてください。

井迫農林水産企画課長 年齢の正確な分布をお示しできないので、これもまた機会を捉えて御紹介しますが、高齢化自体の傾向としては、社

会全体で進行しているように、農業についても進行していると思います。実際に、大分県も平均年齢が69歳から70歳と高くなっているのので、これ自体は、全国でも同じように課題はあると思っています。比較すると確かに、九州各県に比べて大分県はより進行しています。一方で、新しい方々の年齢などのデータをお示しすることが今は難しいので、これはまた、整理して改めて御紹介します。

木田委員外議員 進行傾向ということだから、九州各県も頑張ってますし、一般質問でもちょっとやりとりがあったと思うんですが、長崎県も島嶼部とか中山間地域が多い中でも若返りが図られているのであれば、そういったことを大分県でも考えなければならないと思います。九州平均が66歳で大分県が70歳ですから、かなり下がると思います。

あと林業もかなり高齢化しているので、さきほど手数料が5割の話もありましたが、林業でも、今、立米単価が上がってきてますけれども、例で言うと、自分で切ればある程度手元に残るんですが、高齢の方が山を切って340万円で売ったところ、外に頼んだので手数料が270万円ほどかかったと。そうすると、340万円で売ってもほとんど残らないんですけど、その高齢者の所得には加算されるから、介護と医療の負担や税金も上がるということを聞きました。さっきの5割の手数料の話もですが、農業だけではなく林業でも同じような事例があるので、そういった研究をしていただきたいと思います。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 最後に1点、人・農地プランもそうなんですけど、今日お願いした資料について、我々も一生懸命勉強したいのでなるべく早めにいただけるならお願いしたいということと、会派でも、林業もそうなんですけど畜産も水産業もしっかりやっていかなければならないと。輸出も増

えているという話も聞きますけど、今一瞬だけ良くては良くないと思うので、若い方が本当に就農できるような環境を一緒になって考えていく必要があると思います。第3回定例会の時に、事前に我々に見せていただける資料があれば、会派で国に要望なりできると思っているの、よろしくをお願いします。

では、これをもちまして本日の委員会を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さんはお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

後藤委員長 これより、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県内所管事務調査についてですが、県内の新型コロナウイルスの感染状況も落ち着いてきたことから、延期となった調査地等を対象として、改めて調査を行いたいと考えています。

現時点では、7月29日及び30日と、8月3日及び4日で、どちらも宿泊日程での調査を予定しています。調査先や詳細な調整等については、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それでは、そのようにします。

次に、県外所管事務調査についてです。去る6月15日に委員長連絡調整会議が開催され、県外所管事務調査の実施について各委員長と意見交換を行いました。県外の新型コロナウイルス感染状況の先行きが未だ見えない状況であることから、現時点では県外視察は行わず、引き続き、他県状況を踏まえながら、改めて検討することになりました。

次に、参考人招致についてです。常任委員会

の活動活性化として、参考人をお呼びしたいと考えています。現在、私が本委員会にお呼びしたいと考えている方について、3名の御提案があります。

まず1人目ですが、大分大学の山浦陽一先生です。先生は、農業経済学を専門とされており、主に、農村発展論や農業経済論などを講義されています。先生には、大分県における農村の課題や発展の方向性などについて、お話をいただきたいと考えています。

次に2人目ですが、長崎県長崎市で人工礁を活用して、磯焼けにより砂漠化した沿岸砂地の藻場造成事業等を行われている、株式会社朝日テックの代表取締役である、池田修氏です。今回、リーフボール設置による海洋環境の改善効果等についてお話をいただきたいと考えています。

最後に、3人目については、現在お呼びする方を検討中ですが、JA全農大分の方にお越しいただき、これまでの県内の農業経営の安定と発展にかかる取組や、県の農業非常事態宣言を踏まえたJA全農大分としての今後の課題、取組等についてお話をいただきたいと考えています。

以上の3名について、日程調整の上、お呼びしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それでは、そのようにします。

第3回定例会の開会までにお呼びしようと考えていますが、詳細な日程等については事務局に調整させます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別のないようですので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れさまでした。